



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月22日金曜日 第1410号

## ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1287

医療機関の指定.....1288

指定医療機関の廃止の届出.....1288

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1288

大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....1289

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....1289

土地改良区の交換分合計画の認可.....1289

保安林の指定の解除.....1289

解除予定保安林にする旨の通知.....1289

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....1290

道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....1290

道路の区域変更（県道和気衣山線）.....1291

道路の供用開始（"）.....1291

道路の区域変更（県道八倉松前線）.....1291

道路の供用開始（"）.....1291

開発行為に関する工事の完了.....1292

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1292

## 雑 報

公示送達.....1292

## 任 免 辞 令

脇田修.....1293

## 告 示

### ○愛媛県告示第1841号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
三菱電機株式会社  
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号  
取締役社長 野間口 有
- 事業場の名称及び所在地  
三菱電機株式会社 西条工場  
西条市ひうち8-6
- 特定施設に関する事項  
ウェット装置

|                        |  |                          |
|------------------------|--|--------------------------|
| 特定施設の種類                | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 |                          |
| 特定施設の能力                | 1日当たりウエハ 200枚処理×2基                                 |                          |
| 工事の着手予定年月日             | 許可後直ちに   |                          |
| 工事の完成予定年月日             | 着手後1ヶ月後  |                          |
| 使用開始の予定年月日             | 完成後直ちに   |                          |
| 特定施設の使用時間間隔            | 連続   |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 24時間   |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し   |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度（水素指数）                                      | 通常 7.5～8.0<br>最大 7.5～8.0 |
|                        | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）                         | 通常 8.2<br>最大 9.5         |
|                        | 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）                             | 通常 13<br>最大 26           |
|                        | 全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）                              | 通常 0.01以下<br>最大 0.01以下   |
|                        | 全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）                              | 通常 0.01以下<br>最大 0.01以下   |
| 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル） | 通常 2<br>最大 4                                       |                          |

備考：汚水は全量回収し、処理業者に処理を委託する。

### 4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量 1号排水口

|            |                            |                          |
|------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度（水素指数）              | 通常 5.8～8.6<br>最大 5.8～8.6 |
|            | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 6.6<br>最大 7.7         |
|            | 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）     | 通常 25<br>最大 40           |
|            | 全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）      | 通常 22<br>最大 40           |

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレッシュバリュー大洲店  
大洲市若宮字ソウサン 504 番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ママイ  
川之江市金生町1349番地 1  
代表取締役 後藤隆彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ママイ  
川之江市金生町1349番地 1  
代表取締役 後藤隆彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年7月9日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,433平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
75台  
イ 駐輪場の収容台数  
66台  
ウ 荷さばき施設の面積  
157平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
51立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後10時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後7時まで

2 届出年月日

平成14年11月8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

|                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 全りん(単位1リットルにつきミリグラム)   | 通常 1<br>最大 6         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 8,295<br>最大 9,000 |

○愛媛県告示第1842号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 医療機関の名称         | 開設者の氏名又は名称            | 所在地                  | 指 定 年 月 日     |
|-----------------|-----------------------|----------------------|---------------|
| あ ん ず 薬 局       | 株式会社<br>メディック・ユ<br>ー  | 宇和島市丸之内二丁目<br>1-7    | 平成<br>14.11.1 |
| フ ラ ウ ー 薬 局     | 有限会社<br>フ ラ ウ ー 薬 局   | 伊予郡砥部町高尾田29<br>5番地   | 平成<br>14.10.1 |
| は ま ゆ う 薬 局     | 有限会社<br>宇 和 島 調 剤     | 宇和島市御殿町4番19<br>号     | 平成<br>14.11.1 |
| 宇和島ブリポート薬局      | 株式会社<br>ブ リ ポ ー ト     | 宇和島市御殿町4番19<br>号     | 平成<br>14.11.1 |
| 平野あさくら薬局        | 株式会社<br>平 野           | 越智郡朝倉村朝倉下甲<br>452番地3 | 平成<br>14.11.1 |
| 今治けんこう薬局        | 有限会社<br>カナダイメディ<br>カル | 今治市常盤町五丁目3<br>番39号   | 平成<br>14.11.1 |
| 矢野眼科大三島分院       | 矢 野 尚 樹               | 越智郡大三島町宮浦51<br>61    | 平成<br>14.11.1 |
| かしま歯科医院         | 鹿 島 孝 重               | 宇和島市寿町1-3-<br>13     | 平成<br>14.11.1 |
| ワタキュー薬局<br>宇和島店 | 株式会社<br>フ ロ ン テ ィ ア   | 宇和島市丸之内二丁目<br>1番4号   | 平成<br>14.10.1 |

○愛媛県告示第1843号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 医療機関の名称     | 開設者の氏名又は名称        | 所在地                | 廃 止 年 月 日     |
|-------------|-------------------|--------------------|---------------|
| フ ラ ウ ー 薬 局 | 園 浦 誠 子           | 伊予郡砥部町高尾田29<br>5番地 | 平成<br>14.10.1 |
| ダテ明倫薬局      | 有限会社<br>ア ポ ト ラ イ | 宇和島市広小路2番40<br>号   | 平成<br>14.10.5 |

○愛媛県告示第1844号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年11月22日

は代表者の氏名  
 イ 当該大規模小売店舗の名称  
 ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意

見  
 (2) 提出先  
 愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地    | 法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要 |
|------------|----------------|-----------------------------|
| セブンスター南江戸店 | 松山市南江戸三丁目822番1 | ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。     |

○愛媛県告示第1846号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・耳地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・耳地地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年11月25日から12月20日まで
- 縦覧場所  
上浦町役場

○愛媛県告示第1847号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・後谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・後谷地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成14年11月25日から12月20日まで
- 縦覧場所  
上浦町役場

○愛媛県告示第1848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定

により、宇和町土地改良区が定めた永長地区の交換分合計画を平成14年11月11日認可した。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1849号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市大生院字一ノセ4511の甲・4512の1・字一ノ瀬4511の乙・字カンカケ4516の甲・4516の乙（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1850号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡小田町大字本川3736の1・3737の1・3738の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3739
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び小田町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1851号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(西条地方局管内)

| 発起人の住所及び氏名                  |                             |                           | 加入区     | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|---------|---------------------------------|
| 宇摩郡土居町大字夫満2694 - 1<br>岸 俊 博 | 宇摩郡土居町蕪崎936 - 1<br>山内 健 吾   | 宇摩郡土居町藤原4 - 406<br>高石 義 明 | 土 居     | 土居町漁業協同組合                       |
| 新居浜市多喜浜203 - 4<br>明 智 唯 好   | 新居浜市垣生三丁目12 - 39<br>中 山 幸 一 | 新居浜市多喜浜196 - 2<br>小 峰 敏 浩 | 垣 生 南 部 | 新居浜市垣生南部漁業協同組合                  |
| 西条市禎瑞1181番地<br>安 藤 頼 光      | 西条市禎瑞1037番地<br>加 藤 巖        | 西条市禎瑞993番地<br>高 橋 玄 一     | 禎 瑞     | 禎瑞漁業協同組合                        |
| 東予市大新田214 - 2<br>稲 井 哲 孝    | 東予市大新田265<br>曾我部 功          | 東予市壬生川775 - 2<br>本 田 忠 幸  | 壬 生 川   | 壬生川漁業協同組合                       |

(今治地方局管内)

| 発起人の住所及び氏名                  |                           |                          | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|-----|---------------------------------|
| 越智郡上浦町大字井口2357<br>赤 宗 静 雄   | 越智郡上浦町大字甘崎1919<br>浜 咲 増 夫 | 越智郡上浦町大字盛2693<br>越 智 広 近 | 上 浦 | 上浦漁業協同組合                        |
| 越智郡大三島町口総210 - 2<br>川 上 敬 一 | 越智郡大三島町野々江364<br>西 村 秀 寿  | 越智郡大三島町宮浦5732<br>丸 山 哲 夫 | 御 島 | 御島漁業協同組合                        |

(宇和島地方局管内)

| 発起人の住所及び氏名             |                              |                          | 加入区     | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|------------------------|------------------------------|--------------------------|---------|---------------------------------|
| 北宇和郡津島町成156<br>入 江 磯 吉 | 北宇和郡津島町竹ヶ島261 - 2<br>福 島 吉 治 | 北宇和郡津島町竹ヶ島290<br>福 島 弘 昭 | 下 灘 第 一 | 下灘漁業協同組合                        |

(宇和島地方局御荘管内)

| 発起人の住所及び氏名               |                          |                              | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|--------------------------|--------------------------|------------------------------|-----|---------------------------------|
| 南宇和郡御荘町菊川2289<br>西 川 忠 男 | 南宇和郡御荘町平山1389<br>向 田 信 義 | 南宇和郡御荘町平城4258 - 2<br>清 水 政 一 | 御 荘 | 御荘町漁業協同組合                       |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成14年11月22日から同年12月6日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 西条地方局管内の加入区    | 西条地方局産業経済部水産課    |
| 今治地方局管内の加入区    | 今治地方局産業経済部水産課    |
| 宇和島地方局管内の加入区   | 宇和島地方局産業経済部水産課   |
| 宇和島地方局御荘管内の加入区 | 宇和島地方局産業経済部御荘水産課 |

○愛媛県告示第1852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                         | 供用開始の日      |
|-------|--------|---------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 多喜浜泉川線 | 新居浜市庄内町六丁目397番3地先から<br>同町六丁目388番6地先まで | 平成14年11月22日 |

○愛媛県告示第1853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                 | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員      | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 和気衣山線 | 松山市西長戸町305番2から<br>同町309番まで          | 旧        | メートル<br>12.0～14.5 | キロメートル<br>0.088 |     |
|       |       |                                     | 新        | 12.0～18.0         | 0.088           |     |
| "     | "     | 松山市久万ノ台531番7地先から<br>同市久万ノ台560番4地先まで | 旧        | 7.5～15.5          | 0.080           |     |
|       |       |                                     | 新        | 12.0～32.0         | 0.080           |     |

○愛媛県告示第1854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                 | 供用開始の日      |
|-------|-------|-------------------------------|-------------|
| 県 道   | 和気衣山線 | 松山市安城寺町1065番7から<br>同町1065番6まで | 平成14年11月22日 |
| "     | "     | 松山市西長戸町308番地先から<br>同町309番地先まで | "           |

○愛媛県告示第1855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                      | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員    | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 八倉松前線 | 伊予郡松前町大字筒井字義農1321番13地先から<br>同字1321番4地先まで | 旧        | メートル<br>6.5～7.0 | キロメートル<br>0.019 |     |
|       |       |  | 新        | 8.2～10.4        | 0.019           |     |

○愛媛県告示第1856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                                  | 供用開始の日      |
|-------|-------|--|-------------|
| 県道    | 八倉松前線 | 伊予郡松前町大字浜字今新開813番5地先から<br>同字813番6地先まで    | 平成14年11月22日 |
| "     | "     | 伊予郡松前町大字筒井字義農1321番13地先から<br>同字1321番4地先まで | "           |

○愛媛県告示第1857号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号及び交付年月日              | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名          |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 今局建（開）第5号<br>平成14年11月6日     | 越智郡朝倉村大字朝倉北甲378番2及び甲378番5 | 越智郡朝倉村大字朝倉下甲461番地1<br>石丸大 |
| 今局建（開）第6号<br>平成14年11月6日     | 越智郡朝倉村大字朝倉北甲378番3及び甲378番7 | 今治市片山二丁目7番31号<br>荒木哲司     |
| 松局伊土検（開）第39号<br>平成14年11月11日 | 伊予郡砥部町重光120番1             | 伊予郡砥部町三角47番地<br>武智祐子      |
| 松局伊土検（開）第40号<br>平成14年11月11日 | 伊予郡松前町大字中川原字藪西893番5       | 喜多郡五十崎町大字古田甲927番地<br>岡田理  |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日       | 特定非営利活動法人の名称                                     | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 定款に記載された目的  |
|-------------|--|--------|--------------|---|
| 平成14年11月12日 | NPO法人<br>Green Culture<br>in Matsuyama<br>庚申庵倶楽部 | 松 井 忍  | 松山市桑原三丁目2番1号 | この法人は、松山における短詩形文学の伝統を象徴する歴史的遺産としてのこされてきた庚申庵の保護・保全にあたり、広く地域住民に対して、活用・調査・研究及び普及に関する事業を行い、さらにそれを生かした「人づくり・まちづくり」に貢献し、地域文化学習の振興による地域文化の高揚とネットワーク作り等に寄与することを目的とする。 |

雑 報

○公示送達

住所不明（ただし、最後の住民票上の住所（職権抹消））  
愛媛県西条市大町1638番地  
越智 正勝

所在不明（ただし、住民票上の住所）  
愛知県豊川市小田渚町野畔15番地の4野畔住宅4棟101号  
岡部 百合子  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管してあるので、出

頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成14年12月9日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年11月22日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年10月23日付け裁決書

---

任 免 辞 令

---

○任免辞令

11月12日

主任業務員 脇 田 修

願により職務を解く

